

行政に対する苦情の受理状況報告書

(令和2年10月分)

参議院行政監視委員会では、「行政に対する苦情の取扱いについて」(平成30年12月10日理事会確認)に基づきまして、広く国民の皆様から行政に対する苦情を受け付けております。

行政に対する苦情の取扱いについて

1. 苦情の範囲

行政監視委員会は、行政制度・施策の改善及び行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政による具体的な権利・利益の侵害に関する苦情を受理する。

2. 苦情の受付

苦情は、参議院ホームページ上の入力フォームのほか、行政監視委員会又は同委員長に宛てた封書・はがき及びFAXにより受け付ける。

3. 受理した苦情の委員への報告

受け付けた苦情のうち、内容が不適当なもの以外の苦情を受理し、調査室において報告書(月報)として取りまとめ、委員に配付する。

4. 行政監視委員会における調査への活用

受理した苦情は、行政監視委員会において調査の端緒として活用する。

行政に対する苦情受付制度は、本委員会が行政監視活動を行うに当たり、国民の皆様から寄せられた行政に対する苦情を基礎的な資料・情報源の一つとして活用しようとするものです。寄せられた苦情に対して個別に答えるものではありません。また、行政以外の立法や司法等に関する苦情は対象ではありません。

令和2年11月

参議院行政監視委員会調査室

行政に対する苦情の受理状況（令和2年10月1日～31日）

上記期間に受理した苦情は、以下の74件です。

苦情に関するお問い合わせ：行政監視委員会調査室（内線75363）

	件名・要旨	受理年月日
1	[プラスチック製買物袋の有料化について] プラスチック製買物袋の有料化を強制することに反対であり、有料化を行う是非について話し合いたい。	R2. 10. 1 ホームページ
2	[西武信用金庫による不正融資について] 西武信用金庫による不正融資について、金融庁は、西武信用金庫が不適切な行為と思われるとした258件の調査を行うとともに、その不適切な内容を公表してほしい。これまで何度も申立てを行っている本件について、金融庁が被害者を無視し続け対応しない理由が不明である。	R2. 10. 1 ホームページ
3	[税金について] あらゆるものに税金がかけられており、何とかしてほしい。まずは消費税の減税から実施してほしい。	R2. 10. 2 ホームページ
4	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは官僚の立場を逸脱した越権行為であり許されるものではないことから、同事務次官を更迭してほしい。	R2. 10. 2 ホームページ
5	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、国会において法律で定められるべき税の要望について公務員が語ることは憲法第84条（租税法律主義）違反であることから、同事務次官を免職処分にしてほしい。	R2. 10. 2 ホームページ
6	[環境事務次官による炭素税への言及について] 環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは租税法律主義を理解せずに官僚の立場を逸脱した越権行為であることから、同事務次官を罷免してほしい。	R2. 10. 2 ホームページ
7		[7] R2. 10. 2 ホームページ
8	[環境事務次官による炭素税への言及について]	
9		
10	環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員法等で制限されている政治的行為であり、明らかな越権行為である。税については選挙で選ばれた国民の代表者により国会でしか決められないものであり、官僚の立場で税導入を主張することは罷免に相当することから、同事務次官を厳正に処分してほしい。	[8, 9, 10, 11, 12, 13, 14] R2. 10. 3 ホームページ
11		
12		
13		
14		[15]
15		R2. 10. 5 ホームページ

16	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員法第102条（政治的行為の制限）及び憲法第84条（租税法律主義）違反のおそれがあることから、同事務次官を免職処分にしてほしい。</p>	R2. 10. 2 ホームページ
17	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、国民から選ばれていない事務次官が税導入を主張することは越権行為であることから、同事務次官を免職処分にしてほしい。</p>	R2. 10. 2 ホームページ
18	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは憲法第84条（租税法律主義）及び国家公務員法に反する越権行為であることから、同事務次官を罷免してほしい。 また、会見動画の公開に積極的でなかった環境省や責任者である小泉環境大臣等を厳重に処罰すること、本件について政府が見解を示すことを求める。</p>	R2. 10. 2 ホームページ
19	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、税については租税法律主義に基づき国会で審議しなければならず、同事務次官の行為は憲法や民主主義を否定するものであることから、同事務次官を厳正に処分してほしい。</p>	R2. 10. 2 ホームページ
20	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、増税のような政治的意思決定は選挙によって選ばれた政治家が行うものであり、官僚は政治的意思決定に介入してはならないのではないかと。同事務次官の行為は明らかな越権行為であり看過できないことから、同事務次官を免職処分にしてほしい。</p>	R2. 10. 2 ホームページ
21	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、官僚が税について言及するのは明らかな越権行為であり、民主主義を否定するものであることから、同事務次官に対する処分を求めるとともに、環境大臣・副大臣の責任を問いたい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
22	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、選挙で選ばれていない官僚が政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張することは、国家公務員法違反であり越権行為であることから、同事務次官を厳正に処分してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
23	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、官僚の立場でありながら政治の方向に影響を与える意図で炭素税導入を主張し、税についての意見を公の場で述べたことは、国家公務員法や憲法第84条（租税法律主義）に鑑みて問題行為である。これは議会制民主主義、統治機構の秩序の根幹に関わる問題であることから、懲戒免職も視野に入れ、同事務次官を厳正に処分してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ

24	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、租税については国会の専権事項であり官僚の発言として問題であることから、同事務次官を免職処分にしてほしい。</p> <p>また、これまで会見動画が非公開とされてきたことも問題であり、石原前環境副大臣は、国民からの公開の要望に応じず、SNS上で同事務次官の会見内容について虚偽の発言を行っていることから、同前副大臣への処罰と本件についての会見を求める。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
25	<p>[環境事務次官による増税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において増税に言及しているが、立法府を差し置いて官僚が増税についての意思を語ることは問題であることから、判断力に疑念がある同事務次官を罷免してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
26	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、官僚の立場を逸脱して税金に言及し、国民を誘導しようとすることは問題であることから、同事務次官を罷免してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
27	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員法等で制限されている政治的行為であり越権行為であることから、同事務次官を罷免してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
28	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員法等で制限されている政治的行為であり、明らかな越権行為である。税について言及し国会の場で決めることができるのは、選挙で選ばれた国民の代表者である政治家だけのはずであり、官僚によるこのような行為は、政治家を侮り議会制民主主義や租税法律主義を根幹から揺るがすものであることから、同事務次官を罷免してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
29	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員法等で制限されている政治的行為であり、明らかな越権行為である。国民から選ばれた国会議員が発言するのは異なり、官僚の立場でこうした発言をすることは許されないことから、同事務次官を更迭してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
30	<p>[環境事務次官による新税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において新税の導入に言及しているが、官僚がまだ決まっていない税導入について意見を表明することは、租税法律主義を逸脱するものであり許されないことから、同事務次官を罷免してほしい。このまま放置すれば、国民から選任された国会議員以外による税導入が可能となり、国民の権利を侵害するのではないかと危惧している。</p>	R2. 10. 3 ホームページ

31	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、税については国民から選ばれた国会議員が国会でのみ決められることになっており、官僚が炭素税の有用性について発言することは、明らかな越権行為であり国家公務員法違反であることから、同事務次官を厳正に処分してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
32	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、国民の代表ではない官僚が新たな税について発言することは許されないことから、同事務次官を厳正に処分してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
33	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化について、小泉環境大臣の発言からはこの施策を推進する意図が理解できないことから、早急に中止してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
34	<p>[東京都職員の定年後の再就職について]</p> <p>東京都職員の定年後の再就職は、税金から収入が得られる特権的な雇用形態であるが、雇用の場は現役世代に対して開放されるべきである。このため、東京都が再就職を行う分だけ国から東京都への補助を減らすなど、国主導により、東京都の定年後の再就職についての改革を促進してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
35	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは官僚の立場を逸脱した明らかな越権行為であることから、国家公務員法及び人事院規則に従い、同事務次官を厳正に処分してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
36	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員法等で定められている政治的行為の制限に違反するものであり、見過ごすわけにはいかないことから、同事務次官を適切に処分してほしい。過去の事例を踏まえ、なぜ本件が問題とされないのか疑問であり、問題ないというのが政府や環境省の見解であるならば、その旨を発表してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
37	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、このような政治的行為は国民から選ばれた国会議員が行うものであり、国家公務員が政治的行為を行うことは国家公務員法等で禁じられていることから、同事務次官を免職処分にしてほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
38	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員等で定められている政治的行為の制限に違反しており、法に従って職務を全うするはずの官僚機構に対する信頼を揺るがすものである。これまでに環境省が行ってきた議員等への説明等を調査し、不当な働きかけに関わった官僚を処分するとともに、同事務次官を免職処分にしてほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ

39	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは憲法第84条（租税法律主義）違反であり官僚の立場を逸脱していることから、同事務次官を罷免してほしい。この発言が見逃されると、国会の意味がなくなり民主主義の危機を招くことになる。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
40	<p>[環境事務次官の会見における発言について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において環境のために経済を動かすという趣旨の発言をしているが、これは官僚の立場を逸脱していることから、適切に対応してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
41	<p>[環境事務次官の税金の使途に関する発言について]</p> <p>環境省の事務次官が税金の使途について言及しているが、これは官僚の立場を逸脱した越権行為であり許されないことから、同事務次官を罷免してほしい。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
42	<p>[環境事務次官の会見における発言について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において税制要望や市場経済への介入について言及しているが、これは官僚の立場を逸脱した越権行為であることから、同事務次官を罷免してほしい。プラスチック製買物袋の有料化を始め、国民への負担ばかりを強いる環境省の姿勢は疑問である。</p>	R2. 10. 3 ホームページ
43	<p>[尖閣諸島の実効支配の明確化等について]</p> <p>尖閣諸島を中国から守るため、尖閣諸島への公務員派遣、尖閣諸島での生態系調査を政府に義務付ける法律の制定、自衛隊と米軍による演習場としての尖閣諸島の活用など、日本による尖閣諸島の実効支配を明確にする取組を進めてほしい。また、中国政府は、尖閣諸島の領有権を主張するウェブサイトを開設しており、その狙いは領有権をめぐる国際的な宣伝強化とみられる。このため、日本政府は、尖閣諸島が日本固有の領土であるという情報を世界に発信してほしい。</p>	R2. 10. 4 ホームページ
44	<p>[環境事務次官による炭素税への言及について]</p> <p>環境省の事務次官が会見において炭素税の必要性に言及しているが、これは国家公務員法第102条（政治的行為の制限）等に抵触することから、同事務次官を適切に処分してほしい。</p>	R2. 10. 4 ホームページ
45	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化について、衛生的なプラスチック製買物袋に替えて不衛生なエコバッグを推奨することは、政府が推し進めている新型コロナウイルス感染症対策を台無しにするのではないかと危惧している。また、有料化の影響により、買い物の都度レジでの対応に不快・不便な思いをしており、買い物自体に嫌悪感を抱き始めている。各店舗の店員を感染症の危険にさらし、国民の消費意欲を押し下げようとするこの施策を中止してほしい。</p>	R2. 10. 7 ホームページ
46	<p>[環境事務次官の税金の使途に関する発言について]</p> <p>環境省の事務次官が税金の使途について言及しているが、これは官僚の立場を逸脱した越権行為であり許されないことから、同事務次官を厳正に処分してほしい。</p>	R2. 10. 7 ホームページ
47	<p>[尖閣諸島が日本固有の領土であることの情報発信について]</p> <p>中国政府は、尖閣諸島の領有権を主張するウェブサイトを開設しており、その狙いは領有権をめぐる国際的な宣伝強化とみられる。このため、日本政府は、尖閣諸島が日本固有の領土であるという情報を世界に発信してほしい。</p>	R2. 10. 8 ホームページ

48	<p>[民営化について]</p> <p>民営化を推進することが正しい政策で、これにより経済成長が進むかのように訴える現在の風潮は危険である。民営化は、外資に利益を奪われるという弊害の方が大きいと思われ、本当に今政府が行うべき政策は、財政支出を行いデフレ脱却を進めることである。</p>	R2. 10. 8 ホームページ
49	<p>[持続化給付金事業の委託について]</p> <p>持続化給付金など政府が行う事業の民間委託について、一部の企業・団体にとって有利になるのは不公平であり、度々問題が取り沙汰される企業については、委託契約の対象から除外するべきではないか。持続化給付金事業の委託については、税金がどのように使われたのかを明らかにするべきである。</p>	R2. 10. 10 ホームページ
50	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化は実質的な増税であり、消費者の購買意欲を低下させ経済を低迷させることから、有料化を廃止してほしい。</p>	R2. 10. 10 ホームページ
51	<p>[障害年金の支給要件について]</p> <p>障害年金はがん患者等においても受給することができるが、支給要件が明確に周知されていないことから、年金請求時に必要となる医師の診断書の作成等が円滑に進んでいない実態がある。困っている人が障害年金を利用しやすくなるよう、支給要件のガイドラインを医療従事者に向けて公開・周知し、適切な診断書により、年金を受給すべき対象者が受給できる仕組みを構築するべきである。</p>	R2. 10. 10 ホームページ
52	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化について、店舗における会計時のやり取りに時間がかかり貴重な時間を奪われてしまう。また、有料化は実質的な増税に等しく、消費税率が引き上げられたばかりで国民の負担感を高める問題のある施策である。プラスチック類の海洋流出を完全になくすことは困難であることから、自然の元に循環できる素材の開発を行う官民組織を援助し、その取組を推進するべきである。</p>	R2. 10. 10 ホームページ
53	<p>[教育関連分野におけるプラットフォーム（基盤的機能）について]</p> <p>オンライン授業など教育関連分野のプラットフォーム（基盤的機能）については、利益追求の民間企業がビジネスの仕組みの中で担うのではなく、国が実施し、国民の教育負担・格差を拡大させないようにしてほしい。その上で、新型コロナウイルス感染症の影響に配慮しながら、教室における教師と生徒の触れ合いを大切にした教育を目指してほしい。</p>	R2. 10. 10 ホームページ
54	<p>[全農の株式会社化等について]</p> <p>全国農業協同組合連合会（全農）の株式会社化に反対する。また、農協における金融事業の代理店化を禁止し、総合農協の制度を維持するようにしてほしい。政府が進める農業改革は、投資家、外国、営利企業等の利益拡大ばかりを目的とし、食料安全保障を軽視しすぎている。今実施するべきことは、日本の農業を守るための規制強化である。</p>	R2. 10. 11 ホームページ
55	<p>[健康保険の保険料について]</p> <p>健康保険の保険料は高すぎであり、これに加えて介護保険料、後期高齢者支援金等も重なり国民の負担が大きい。健康保険の保険料の見直しをしてほしい。</p>	R2. 10. 11 ホームページ

56	<p>[情報開示請求における金融庁の対応について]</p> <p>金融庁に対し2回の情報開示請求を行ったが、開示された資料のほとんどは黒塗りにされており、求める情報を読み取ることができなかった。個人情報保護の観点から理解するが、黒塗りにされた状態は過剰な隠蔽であり、請求にかけた労力・時間・費用が無駄となった。既に不服申立てにより更なる情報開示を求めているが、このように何度も請求者に負担をかけるような行為をやめてほしい。</p>	R2. 10. 13 ホームページ
57	<p>[国際司法裁判所等の判決等の公表について]</p> <p>国際司法裁判所、国際海洋法裁判所、仲裁裁判所等における判決や、外国の国内裁判所における判決等のうち日本関連の判決等、また、国連の安全保障理事会や総会における決議の邦訳について、現状では断片的な情報しか公表されていないが、関係省庁等が翻訳・調査した結果を広く公表するようにしてほしい。また、外務省など関係省庁等のホームページにおける検索機能の使い勝手が悪いことから、改善してほしい。</p>	R2. 10. 14 ホームページ
58	<p>[成長戦略会議等について]</p> <p>「Go To トラベル事業」や持続化給付金事業については、一部の企業が新型コロナウイルス感染症の影響下において利権を利用し、税金を原資とする巨額の委託費として利益を得ているとの指摘があるため、これらの責任を追及してほしい。新設された成長戦略会議は、国民から選挙で選ばれた議員のみで構成することとし、上記のような仕組みを是正し、不正をなくすべきである。</p>	R2. 10. 14 ホームページ
59	<p>[テレビ設置の届け出義務化について]</p> <p>総務省の有識者会議においてNHKがテレビ設置の届け出義務化を要望したとの報道があるが、NHKの受信契約は国民一人一人の選択制にするべきであり、テレビを視聴しない、NHKの番組を視聴しないといった国民の権利を認めてほしい。テレビ設置の届け出義務化の前に、NHKの放送のスクランブル化を求める。</p>	R2. 10. 16 ホームページ
60	<p>[受験生を対象とする給付金案について]</p> <p>大学受験や就職に臨む高校三年生や浪人生を対象とした給付金の支給が検討されているとの報道があるが、生活に不安を抱えている国民は他にもいることから、不公平である。納税者が納得できるような税金の使い方をしてほしい。</p>	R2. 10. 17 ホームページ
61	<p>[犯罪被害者に対する支援について]</p> <p>弁護士による犯罪被害者への支援制度が不十分だと感じられることから、どんなに軽い被害であっても法的支援が受けられるよう、国が助成金を支給してほしい。</p>	R2. 10. 17 ホームページ
62	<p>[中曽根元総理の内閣・自民党合同葬について]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている中、政府が大勢での集まりを控えるよう注意喚起している状況にもかかわらず、中曽根康弘元内閣総理大臣の内閣・自民党合同葬を執り行い、自衛隊を動員したことは不適切であることから、本件について謝罪や処分をしてほしい。</p>	R2. 10. 18 ホームページ
63	<p>[留学生の受入れについて]</p> <p>一部の大学において受け入れた留学生が所在不明となっている、留学生の能力にばらつきが大きく大学の授業に弊害が生じているといった報道があるが、留学生に対してビザ発給の審査手続が適正になされているのか疑問である。治安の悪化など日常生活への影響も懸念されることから、関係行政機関において厳格に出入国在留管理を実施してほしい。</p>	R2. 10. 18 ホームページ

	[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け（指定感染症）について]	
64	新型コロナウイルス感染症対策の様々な制限措置が緩和されてきている一方で、なぜ新型コロナウイルス感染症を感染症法上の指定感染症から除外しないのか疑問であり、除外しない理由を明らかにしてほしい。	R2.10.19 ホームページ
	[中国船の領海侵入について]	
65	日本海の大和堆に大量の中国船が押し寄せており、日本側が放水行為により強制退去させているとの報道がある。日本は本格的な防衛を行う必要があり、領海に侵入する中国船を拿捕してほしい。	R2.10.19 ホームページ
	[日本学術会議について]	
66	日本学術会議について、法律で会員数が定められていることから、会員候補を任命せずに放置し続けることは法律違反であり、行政の怠慢である。また、新型コロナウイルス感染症対策について同会議に対する適切な諮問がなされてこなかったことも、行政側の怠慢である。行政として政策の優先順位づけに問題があるように思われ、マスク配布を始めとする新型コロナウイルス感染症対策に係る予算執行の妥当性の検証や、来年度の予算の検討が十分になされないおそれがあることを危惧している。	R2.10.22 ホームページ
	[中国船の日本周辺の海域への侵入について]	
67	日本海の大和堆に大量の中国船が押し寄せており、日本側が放水行為により強制退去させているとの報道がある。日本は本格的な防衛を行う必要があり、日本の排他的経済水域（EEZ）を中国から守ってほしい。	R2.10.23 ホームページ
	[不育症の治療等に係る助成について]	
68	不育症の治療等に係る助成を実施している自治体が一部の都道府県・市に限られているとの報道があるが、少子化対策事業の一つとして国が助成を行うようにしてほしい。	R2.10.24 ホームページ
	[特別定額給付金に関する麻生財務大臣の発言について]	
69	麻生財務大臣が、国民に特別定額給付金を給付した結果、その分だけ国民の貯金が増えており、お金に困っている人の数は少ないという趣旨の発言をしている。同大臣の発言は国民の気持ちを何も理解していないものであり、このような発言をする人物が財務大臣を務めていることは大変不安である。	R2.10.25 ホームページ
	[消費税率について]	
70	消費税率の引上げにより国民の消費マインドが著しく低下していることから、税率を引き下げ、国民の消費マインドを改善させてほしい。	R2.10.26 ホームページ
	[警察による交通指導取締りについて]	
71	警察による交通指導取締りについて、違反行為等の程度に比して対応が厳しすぎると感じているため、違反者等に対してもう少し優しくアドバイスするような形に変えてほしい。また、警察車両の急なUターンやサイレンの大きな音などにより、警察の取締りそのものが危険だと思うことも頻繁にあることから、市民生活の支障にならないよう配慮してほしい。	R2.10.28 ホームページ

72	<p>[国民健康保険について]</p> <p>国民健康保険について、前年の所得に基づく現行の保険料の計算方法は、負担力の観点から見て、所得が減少した場合の保険料の減免措置も十分ではない。また、全ての国民が健康保険に加入することになっている中で、各市町村によって保険料に差異があるのは国民健康保険制度の欠陥である。</p>	R2. 10. 28 ホームページ
73	<p>[プラスチック製買物袋の有料化について]</p> <p>プラスチック製買物袋の有料化に伴い使用が推奨されているエコバッグは非常に不衛生であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況において問題がある。また、プラスチック製買物袋の有料化により、国民の間で増税と同じような負担感が発生しているとともに、店舗における対応が煩雑になり現場は疲弊している。以上のことから、プラスチック製買物袋を有料にするか無料にするかについては、各店舗において判断できるようにしてほしい。</p>	R2. 10. 29 ホームページ
74	<p>[新型コロナウイルス感染症対策について]</p> <p>政府は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たって、経済対策に多額の予算を投じるよりも、感染自体の速やかな収束のために十分な予算を投じるべきである。具体的には、感染防止効果が高いマスクを全国民に配布し、このマスクの着用を法的に義務付けるといった措置を講じ、感染の収束に努めてほしい。</p>	R2. 10. 30 ホームページ